

第10回農業委員会総会議事録

平成30年10月10日(水)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第35号から第38号)
日程第4 議事(議案第33号から第36号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 5 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
4 番	永森 薫	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
12 番	土合 正夫	13 番	山本 克伸
14 番	森 敏朗	15 番	進藤 久司
16 番	宮下 勉	17 番	村上 利之
18 番	山谷 孝芳	19 番	佐伯 瑞穂
20 番	樋上 豊	21 番	明石 茂
22 番	堀 正	23 番	水上 幸雄
24 番	齊藤 高志		
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 (3 名)

3 番	松山 宗則	5 番	有沢 敏博
11 番	帯刀 眞理子		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告第 36 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出の受理について

報告第 37 号 農地法等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

報告第 38 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 36 号 農地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 竹内 美樹

局長補佐 堀 修二

主 査 青木 克憲

射水市農林水産課

主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 6 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 10 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「23 番 水上委員」「24 番 齋藤委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。
以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長(舟木会長)

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

(報告第 3 5 号の説明)

議長(舟木会長)

報告第 3 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第 3 6 号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第 3 6 号農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の規定による届出の受
理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第37号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第37号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第38号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第38号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長(舟木会長)

2番の案件は受け手は決まっているのか。

事務局(堀)

今のところ決まっていない。

議長(舟木会長)

他にありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了承をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第33号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は1件ございます。

【議案第33号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった
1番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第34号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第34号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書6ページの議案第34号をご覧ください。
今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第34号を議案書をもとに朗読】

1番は貸駐車場としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番については大垣委員より説明をお願いします。

有沢委員

議案第 3 4 号の 1 番について説明します。

申請人は 市内に在住しています。

このたび、東側に隣接する農地で 4 区画宅地分譲し、売却したところですが、申請地が空いているなら駐車場として使用させてほしいとの申し出があり、また、隣に住む も使用を希望しており駐車場として整備し、貸し出すものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第 3 4 号について説明します。

1 番については、公共施設整備済区域内にある農地であることから、これを 3 種農地と判断します。

転用目的は貸駐車場ではありますが、集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 3 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 3 4 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第 3 5 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 3 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 7 ページの議案第 3 5 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 3 5 号を議案書をもとに朗読】

1 番は分家住宅敷地、2 番は自己用住宅、3 番は自己用住宅、4 番は住宅敷地としての転用申請です。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長 (舟木会長)

1 番については明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案第 3 5 号の 1 番について説明します。

申請人は 市内で両親とともに暮らしています。

このたび、11 月に結婚することとなり、この機会に住宅の新築を考えていました。候補地を検討したところ、将来的に親の介護や子供が生まれたときの育児協力等考えて本家敷地内の母所有の農地を転用して住宅建築をすることとしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 (舟木会長)

2 番については大垣委員より説明をお願いします。

大垣委員

議案第 3 5 号の 2 番について説明します。

申請人は 市内で建物を借りて美容院を経営し、住居は 1 歳になる息子とアパートで生活しています。

現在のアパートでは手狭なうえ、美容院を併設した住宅の建築を考えたと

ころ、小学校、中学校にも近い申請地で住宅を建てることとしました。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

2番については大垣委員より説明をお願いします。

大垣委員

議案第35号の3番について説明します。

申請人は 市内の実家の敷地内に在住しています。

実家は自営業で敷地内を資材置場として利用しており、敷地が手狭になったことと、新たに申請地に住宅を建築し、実家敷地は実家と資材置場として利用することとしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

4番については横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第35号の4番について説明します。

申請人は 市内でのアパートで妻と生活しています。

このたび、子供が生まれることとなり、現在のアパートでは手狭になるため、小学校、中学校にも近い申請地で住宅を建てることとしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第35号について説明します。

1番については、公共施設整備済区域内にある農地であることから、これを3種農地と判断します。

転用目的は分家住宅敷地ではありますが、集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は自己用住宅ではありますが、集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、公共施設整備済区域内にある農地であることから、これを3種農地と判断します。

転用目的は自己用住宅であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

4番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は住宅敷地であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第35号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第36号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第36号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案3件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第36号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第36号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第10回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時00分

その他報告事項

平成30年度富山県農業委員会研修大会について（別紙）

平成30年度上半期分活動記録簿の提出について

農地利用状況調査について（来月提出お願いします。）

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 11月 6日（火）午後2時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

その他

- ・のうねん 9月号
- ・アグリとやま第115号

